ミラノ会安全衛生協議会　役員会議事録

日　　時　　令和　７年　１月２０日（月）１７時３０分～１８時００分

場　　所　　中村楼

出 席 者　　協議会　　萩原・夏原・梅田・川瀬・河合・河原林・橋本
柴田・中田・林・小滝・山内

ミラノ工務店　小﨑社長・小﨑室長・倉田・川嶋・吉田・西川
尾苗・松元・岡本

<u>議　案</u>

１．安全祈願祭実施の報告

１．前月の役員会議事録の検討

１．安全衛生重点目標について

・前前回の役員会で意見が出た項目を修正し、役員の方々に承認いただいた
ポスターを、役員の方々の社内でも共有していただきたく配布をした
各作業所にはすでに配布済みで、掲示を行っている
今年一年間、無事故の作業をお願いした

１．２月度の安全パトロールについて

・日　　時　　２月　３日（月）　１３時より
・当番理事　　夏原副会長　　中田理事

１．２月度の役員会について

・日　　時　　２月１３日（木）　１１時より
ミラノ工務店　　地下会議室にて

１．添付資料について

・上監督署管内のＲ６年 １２月末現在の 労働災害発生状況の配布
建設業の中でも、建築工事業において休業４日以上の死傷災害が
増加している状況の説明並びに事故の型別発生状況の説明と注意喚起の実施
・「化学物質管理強調月間」が令和７年２月１日から２月２８日まで
実施される事の資料配布
内容を確認していただくと共に、２月４日（火）に行われる「化学物質
対策セミナー」の受講をお願いした
・昨年役員の皆さん並びにミラノ会会員の皆様へ参加をしていただいた
京都ゼロ災３ヵ月運動の御礼並びに、結果が掲載された冊子の紹介を行った

１．その他意見交換

・特に無し

以　上

昭和43年8月16日第三種郵便物承認・令和7年2月1日発行・「建設の安全」号外

令和6年度

建設業年度末労働災害防止強調月間実施要領

本月間 令和7年3月1日～3月31日

主　唱 建設業労働災害防止協会

後　援 厚生労働省、国土交通省

会長メッセージ

令和6年度の「建設業年度末労働災害防止強調月間」を迎えるに当たり、御挨拶を申し上げます。

建設業における労働災害は、会員各位をはじめとする関係者の熱心な日々の労働災害防止活動により長期的に減少傾向にありますが、近年は下げ止まりの状況にあります。令和6年11月の労働災害発生状況の速報値では、建設業における休業4日以上の死傷災害は11,779人で、前年同期比－2.6％の減少となっているものの、死亡災害は207人となり、前年同期に比べて32人増加しており、非常に憂慮すべき状況であります。

特に建設業の労働災害で最も多発している墜落・転落災害については、依然として死亡災害の約4割、死傷災害の約3割を占めており、なお一層の取組が求められます。

当協会といたしましても、令和5年度からスタートした「第9次建設業労働災害防止5か年計画」の目標達成に向けて、労働災害のリスク低減に向けた店社及び現場でのリスクアセスメントとその結果に基づく対策の確実な実施、「建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）」の導入・定着、各種安全衛生教育の実施など、実効性のある事業を積極的に推進してまいりますので、関係各位の更なる御協力をお願い申し上げます。

これから迎える年度末は、多くの建設工事が竣工の時期を迎え、作業の輻輳による労働災害の増加が懸念されることから、当協会では、3月1日から31日までの間を「建設業年度末労働災害防止強調月間」と定め、協会及び会員各位が取り組むべき事項をまとめた本実施要領を策定いたしました。

会員各位におかれましては、無事故・無災害で新年度を迎えられるよう、経営トップのリーダーシップの下、関係者及び店社と作業所が一体となって、労働災害防止活動を積極的に展開されますようお願い申し上げます。

令和7年2月

建設業労働災害防止協会
会長　今井雅則

No.1　上坂（こうさか）　樹里（じゅり）
コードNo. 760401

Ⅰ 趣　旨

年度末の３月は、公共工事を含め多くの工事が竣工時期を迎え繁忙度が増し、さまざまな作業が輻輳することなどから、労働災害防止を図る上で特別な配慮が求められる時期である。そのため、当協会は会員各位とともにこの時期の建設現場における労働災害防止を目的として、「建設業年度末労働災害防止強調月間」を展開する。

経営トップ、店社及び建設現場の管理者等の関係者は、一層の安全衛生水準の向上を目指し、店社と作業所との緊密な連携を図り、労働災害防止活動の強化を図るものとする。

Ⅱ 会員が実施する事項

会員は、本強調月間の趣旨・目的を踏まえ、次の事項を参考として、建設現場の実情に即した年度末の安全衛生実施計画を作成し、積極的に労働災害防止活動を実施する。

また、本強調月間における労働災害防止活動を実効あるものとするため、リスクアセスメントの結果に基づき定めたリスク低減措置を確実に実施する。

実施に当たっては、「建設業労働災害防止規程」、「第９次建設業労働災害防止５か年計画」及び「令和６年度建設業労働災害防止対策実施事項」に定める「建設現場における主要災害防止の具体的対策」等も活用する。

建設業労働災害防止規程

第９次建設業労働災害防止５か年計画

令和６年度建設業労働災害防止対策実施事項

☑チェックを入れて、実施する項目を確認しましょう！

1 経営トップ等による年度末現場点検の実施

- □ (1) 安全衛生管理体制及び労働災害防止活動の実施状況の確認
- □ (2) 労働安全衛生関係法令及び社内の安全衛生規程等の遵守状況について、安全パトロール等による現場点検の実施
- □ (3) 設計段階、計画段階等におけるリスクアセスメントの実施と、その結果に基づくリスク低減措置の実施状況の確認
- □ (4) 繁忙期を考慮した作業工程の見直し並びに適切な労働時間の管理と勤務体制の確認

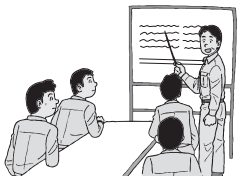

作業工程の確認

2 墜落・転落災害の防止

- □ (1) 設計段階、計画段階等において、高所作業が不要となる工法の採用など危険有害要因を根本から除去する対策、手すりの設置などの設備面の工学的対策、現場ルールの設定・遵守等管理的対策、保護具による対策を順次検討するとともに、フェールセーフ思想に基づいた安全対策の実施
- □ (2) 高所作業における作業床、手すり等の設置、その設置が困難な場合は、安全ネットや安全帯取付設備設置の徹底・確認
- □ (3) 使用状況に合わせた適切な安全帯の選定・使用前点検の実施と確実な使用、併せて、二丁掛け安全帯の使用訓練の実施
- □ (4) 法定の措置に加え、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に示されている『安衛則の確実な実施に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等について』に基づく措置の実施
- □ (5) 足場の組立て等においては「手すり先行工法」、十分な安全対策を盛り込んだ「大組、大払工法」等の採用並びに作業主任者・作業指揮者による作業手順の周知徹底及び作業状況の確認
- □ (6) 足場の点検（悪天候等後、地震後、足場の組立後、一部解体後、変更後）については、足場点検実務者研修等の修了者から点検者を指名し、確実な点検の実施、点検者の氏名を含めた点検記録の保存
  作業開始前の足場の点検の確実な実施
- □ (7) 開口部や作業床の端には、手すり・中さん・幅木・ネット等の設置及び注意喚起表示の推進
- □ (8) 幅が１m 以上の箇所において足場を使用するときは、原則、本足場の使用の遵守（幅が 1m 未満であっても可能な限り本足場を使用）

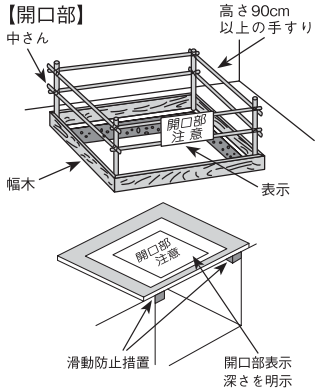

厚生労働省ホームページ『安衛則の確実な実施に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等について』

厚生労働省ホームページ
足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱

厚生労働省ホームページ
手すり先行工法等に関するガイドライン
（令和５年 12 月改正）

厚生労働省ホームページ
足場からの墜落防止措置が強化されます

3 建設機械・クレーン等災害の防止

- □ (1) 作業条件に応じた適切な機械の選定等を盛り込んだ作業計画・作業手順書の作成と実施の徹底

□ (2) 車両系建設機械・クレーン等の転倒及び転落災害防止対策の徹底
□ (3) 運転席でのシートベルトの完全着用
□ (4) 作業範囲内の立入禁止措置や作業指揮者・誘導者の配置等、はさまれ・巻き込まれ、激突され災害防止対策の徹底
□ (5) 法定有資格者等による車両系建設機械・クレーン等の運転及び玉掛け・玉はずし作業の徹底
□ (6) 玉掛け作業の際には、「3・3・3運動」の実施（30cm 地切り、3秒以上停止・荷姿確認、3m 荷から離れる）
□ (7) つり荷の下への立入禁止措置の徹底
□ (8) 定期自主検査及び作業開始前点検実施の徹底

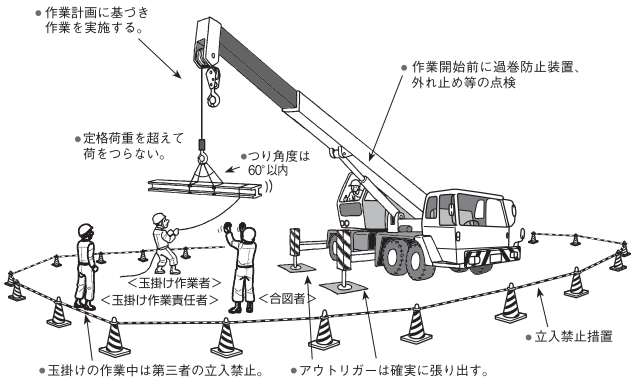

安全なクレーン作業

4 倒壊・崩壊災害の防止

□ (1) 建築物等の解体工事における構造物の事前調査に基づく解体工法・作業順序・控えの設置方法等、リスク低減措置を盛り込んだ作業計画・作業手順書の作成と実施の徹底
□ (2) 足場等においては、強度及び風荷重を検討の上、壁つなぎ・控え・筋かい・水平つなぎを十分に設ける等、倒壊防止対策の徹底
□ (3) 上下水道等の溝掘削工事等における「土止め先行工法」の実施
□ (4) 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」の遵守、特に「切羽への立入禁止措置」、「肌落ち防止計画の作成」、「切羽監視員の配置」の確実な実施
□ (5) 斜面掘削作業における崩壊のおそれのある作業場所での日常及び変状時点検や点検者への教育の実施等「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」の遵守

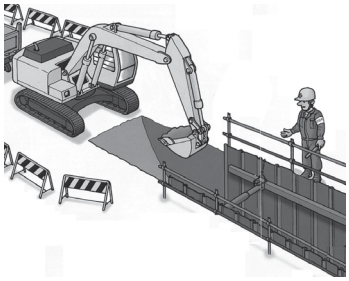
土止め先行工法

厚生労働省ホームページ 土止め先行工法に関するガイドライン

厚生労働省ホームページ 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン

厚生労働省ホームページ 斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン

5 飛来・落下等による公衆災害の防止

□ (1) 高さ 2m 以上の足場において、材料等が落下するおそれのある箇所には、作業床の端に高さ 10㎝以上の幅木、メッシュシート又は防網等の設置
□ (2) 突風や強風による資材等の飛散防止対策（ロープ掛けやシート掛け等）の徹底
□ (3) 材料・機材・工具等を上げ下げする際の、つり綱・つり袋等使用の徹底
□ (4) 長期間に渡る工事や歩行者が多い場合は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」に則り、防護構台、防護柵（朝顔）等の設置

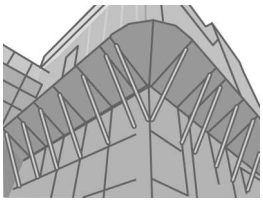
防護柵（朝顔）

6 交通労働災害の防止

□ (1) 適正な労働時間管理、長時間運転の禁止、交通ハザードマップ等を活用した最適な運行計画の作成等による運行管理の実施
□ (2) 疲労、疾病、睡眠不足、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
□ (3) 運転前後の運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認と結果の記録と保存
□ (4) 運行管理者・安全運転管理者の確実な選任と職務の遂行
□ (5) 運転中のカーナビや携帯電話の操作等のながら運転の厳禁
□ (6) 運転日前日における十分な睡眠時間確保の重要性等についての交通安全教育の実施

厚生労働省ホームページ　交通労働災害を防止しましょう「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント

交通情報の共有

7 火災・爆発等災害の防止

□ (1) 警報・消火・避難設備等の点検・整備及び現場の避難経路の周知徹底と消火・避難訓練の実施
□ (2) 防火管理者・火元責任者の選任と事前の「火気使用届」の提出、火気使用中の消火器や監視人の配置等による火気管理の徹底及び残火の確認等、作業終了後の点検
□ (3) 引火物、爆発物等の保管場所の指定、SDS（安全データシート）を活用した危険物の表示及び可燃物付近での火気使用の厳禁

消火設備の設置と点検

- □ (4) 火を使用しない工法（無火気工法や火無し工法等）の積極的な採用
- □ (5) 発泡ウレタン系及びプラスチック系断熱材等の使用箇所の確認と火気厳禁表示
- □ (6) 溶接・溶断作業等における周囲の可燃物の撤去、難燃シート等による火災防止対策の徹底
- □ (7) 現場における喫煙場所、採暖のためのストーブ使用場所の指定と消火の確認

8 転倒災害の防止

- □ (1) 作業通路における段差や凹凸等の解消、すべり止め等の措置
- □ (2) 転倒危険箇所の表示等、危険の「見える化」の実施
- □ (3) ４S 活動（整理・整頓・清掃・清潔）等の徹底による作業床、通路等の安全確保
- □ (4) 周囲が暗くなる前の早めの点灯による、作業床や通路等の照度の確保
- □ (5) 転倒災害防止のためのチェックリストを活用した安全点検の実施
- □ (6)「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく身体機能の低下等による労働災害の発生リスクを考慮した措置の推進

転倒災害の防止

厚生労働省ホームページ「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」

厚生労働省ホームページ STOP！転倒災害（チェックリスト）

9 不安全行動による災害の防止

- □ (1) 危険軽視の行動を「黙認しない、見逃さない、妥協しない」職場風土づくりの推進
- □ (2)「危険予知活動」、「ヒヤリハット運動」、「ひと声かけあい運動」等の積極的な実施
- □ (3) 安全衛生教育を徹底し、「近道・省略行為」等のルール違反行為の禁止
- □ (4) 建災防方式「新ヒヤリハット報告」を活用した安全衛生活動の推進
- □ (5) 不安全行動を防止するための、災害事例教育の実施

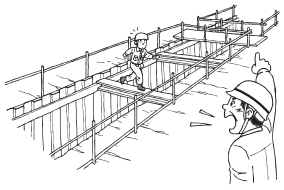

近道・省略行為等の禁止

建災防ホームページ建災防方式「新ヒヤリハット報告」のすすめ

10 安全衛生教育の実施

- □ (1)「雇入れ時教育」、「送り出し教育」、「新規入場者教育」等の安全衛生教育の実施
- □ (2) 危険有害業務従事者に対する特別教育（フルハーネス型安全帯使用作業や足場の組立て等）や特別教育に準じた教育の確実な実施
- □ (3) 建設従事者に対する危険体感教育（安全帯ぶら下がり、車両系建設機械等の死角確認・VR の活用等）の実施
- □ (4) 作業内容変更時の変更内容及び作業手順の再周知の確実な実施

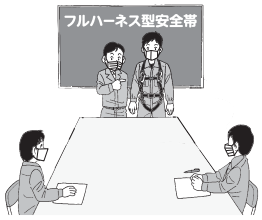

特別教育の実施

11 職業性疾病の防止

- □ (1) 建築物等の解体・改修工事における石綿等の使用の有無について、建築物石綿含有建材調査者による事前調査及び石綿ばく露防止対策の確実な実施
- □ (2) 橋梁の塗装のかき落とし作業における鉛、クロム、PCB 等の有害物へのばく露防止対策の徹底
- □ (3) 金属等の研磨作業・金属アーク溶接作業・はつり・解体作業等に係る粉じん障害防止対策の徹底
- □ (4)「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」の登録と活用による、ずい道等建設労働者の健康情報の一元管理
- □ (5) 酸素欠乏症、一酸化炭素中毒等の防止対策の徹底
- □ (6) 腰痛及び振動障害の予防対策の徹底
- □ (7)「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づき、管理者の選任、作業場の測定及び測定結果に基づいた騒音低減措置の実施と記録
- □ (8) 作業環境に応じた各種保護具の適切な使用の徹底及び使用前点検の実施

適切な保護具の使用

厚生労働省ホームページ「騒音障害防止対策」

12 化学物質管理の実施

□ (1) ラベル、SDS 等により把握した危険有害情報に基づく、化学物質取扱い作業のリスクアセスメントとその結果に基づくリスク低減措置の実施

□ (2) リスクアセスメント対象物を取り扱う作業での化学物質管理者の選任と、建災防が定めた「建設業における化学物質取扱い作業リスク管理マニュアル」の積極的な活用、保護具着用管理責任者による有効な保護具の選択、使用状況の管理等の徹底

□ (3) 溶接ヒュームが特定化学物質に位置付けられたことによる健康障害防止措置の徹底

建災防ホームページ　建設業における化学物質管理

絵表示	代表的な危険性・有害性
爆弾の爆発	爆発物：大量爆発物 爆発物：火災、爆風又は飛散危険性 熱すると爆発のおそれ
炎	極めて可燃性の高いガス・エアゾール 引火性の高い液体及び蒸気 熱すると火災のおそれ 空気に触れると自然発火 水に触れると可燃性ガスを発生
円状の炎	発火又は火災助長のおそれ 火災又は爆発のおそれ

13 現場におけるメンタルヘルス対策の推進

□ (1) 安全朝礼時に行う「無記名ストレスチェック」と、安全ミーティング時に行う「建災防方式健康 KY」により、心身の健康状態の把握と、結果に基づいた職場環境改善の実施

□ (2) ストレスチェックの結果に基づく産業医等の面接指導及びその結果に基づき事業主が講ずべき適切な措置の実施

□ (3) 建災防本部に設置されているメンタルヘルス対策相談窓口の活用
毎週月曜日 13 時～ 16 時（祝日・年末年始を除く）
TEL：03-3453-0974

□ (4) 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する小規模事業場支援の活用

建災防ホームページ
「建災防方式健康 KY」と
「無記名ストレスチェック」

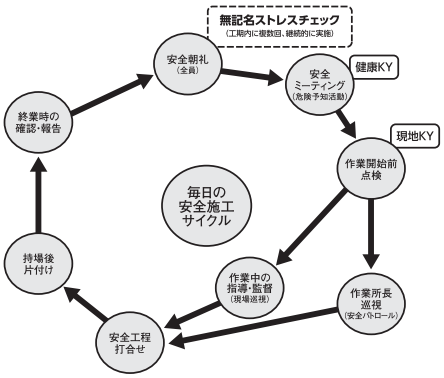

安全施工サイクルを活用した
メンタルヘルス対策

14 健康障害防止対策の充実

□ (1) 事業主による労働時間の把握と、過重労働による健康障害防止対策の推進及び年次有給休暇取得の促進（最低年５日）

□ (2) 長時間労働者に対する医師等による面接指導等の実施の徹底

□ (3) 雇入れ時・定期健康診断・特殊健康診断等の確実な実施と所轄監督署への報告の徹底

□ (4) 各種健康診断結果に基づく有所見者の健康情報の産業医等への適切な提供

□ (5) 各種健康診断結果に基づく産業医等の有所見者への保健指導及び意見を勘案した適正配置や作業時間短縮等の実施

医師による面接指導

Ⅲ 協会が実施する事項

本部及び支部は、地域の実情に応じて次の事項を実施する。

1. 「建設業労働災害防止規程」、「第９次建設業労働災害防止５か年計画」、「令和６年度 建設業労働災害防止対策実施事項」の周知
2. 「三大災害絶滅運動」及び「安全施工サイクル運動」の促進
3. 各種安全衛生教育の実施
4. 建設業の特徴を踏まえた「リスクアセスメント建設業版マニュアル」の普及・定着、リスクアセスメントの確実な実施の促進
5. 国際基準にも対応した「ニューコスモス」及び中小規模建設事業場向けの「コンパクトコスモス」の普及促進
6. 建災防方式「健康KYと無記名ストレスチェック」及び「新ヒヤリハット報告」を活用した安全衛生活動の普及促進
7. メンタルヘルス対策の推進
8. 「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」への登録の促進
9. 安全衛生に関する広報資料及び最新情報等の提供
10. のぼり、啓発用ポスター、ワッペン、実施要領等の作成・頒布
11. 会員企業及び支部・分会の要請に応じた、安全管理士・安全指導者による安全衛生パトロール等の支援
12. そのほか、本強調月間にふさわしい安全衛生活動の実施

資料　令和6年の労働災害発生状況（1～11月・速報値）

全産業における死亡災害発生状況

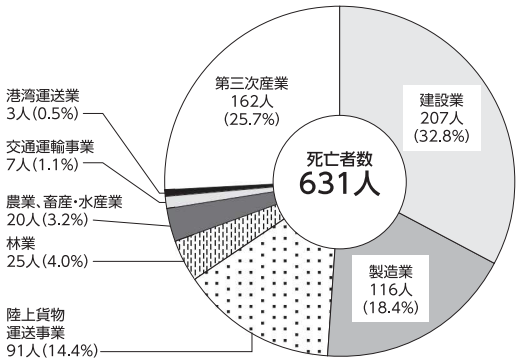

建設業における死亡災害発生状況

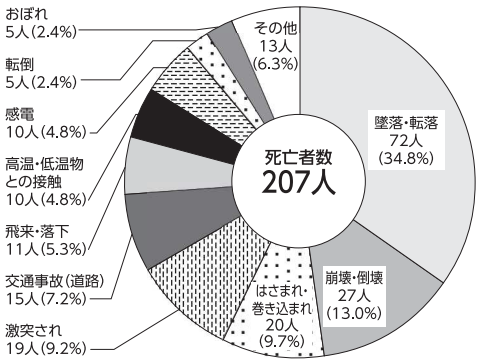

墜落・転落災害

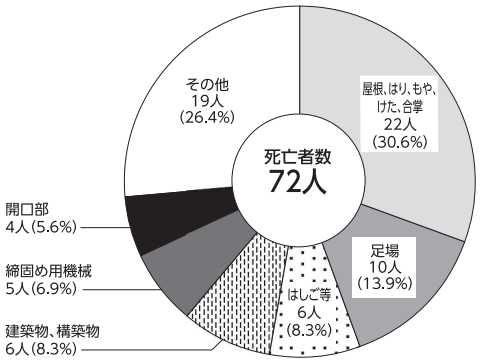

建設機械・クレーン等災害

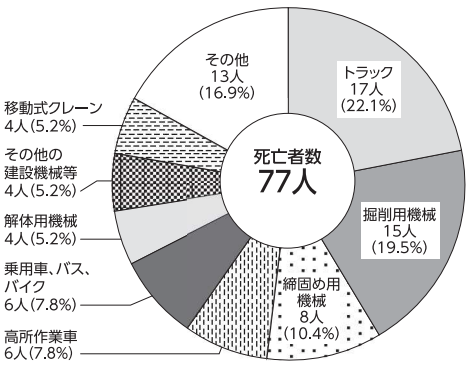

崩壊・倒壊災害

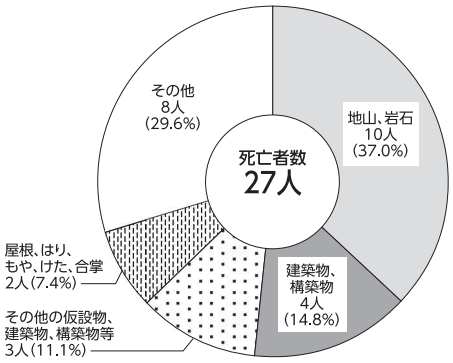

※上記の「三大災害の発生状況」は、次頁の「建設業における死亡災害発生状況（起因物別・事故の型別、令和6年1月～11月・速報値）」より作成しています。「墜落・転落災害」と「崩壊・倒壊災害」の件数は事故の型別の分類ですが、「建設機械・クレーン等災害」の件数は起因物による分類です。
※割合（%）の合計は、端数処理上100%にならない場合があります。

工事の種類別発生状況

＜土木工事＞

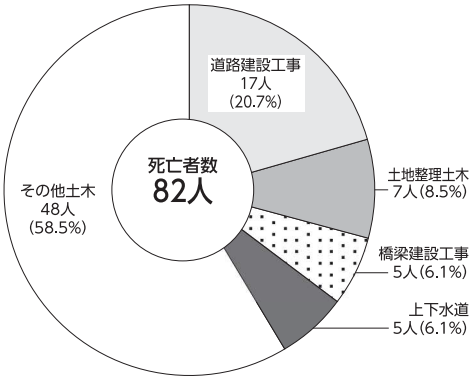

＜建築工事＞

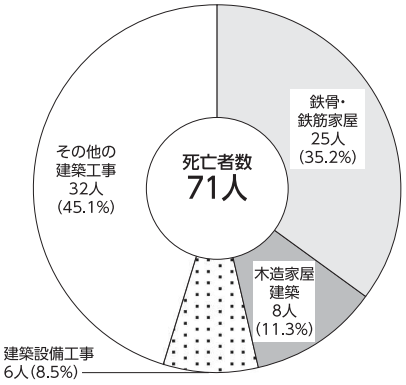

＜設備工事＞

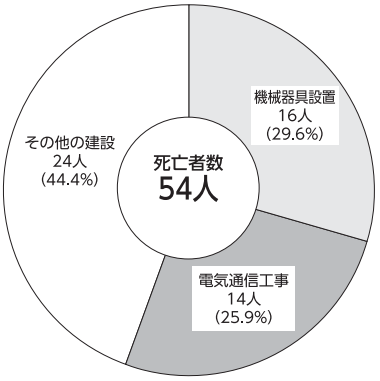

※割合（%）の合計は、端数処理上100%にならない場合があります。

建設業における死亡災害発生状況（起因物別・事故の型別、令和６年１～11月・速報値）

起因物＼事故の型	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏み抜き	おぼれ	高温・低温物との接触	有害物等との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他	分類不能	合計	割合（%）
整地・運搬・積込み用機械	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.5
掘削用機械	3	3	0	0	0	6	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	7.2
基礎工事用機械	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.5
締固め用機械	5	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	3.9
解体用機械	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1.9
高所作業車	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6	2.9
その他の建設機械等	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1.9
その他の一般動力機械	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1.0
動力機械　計	11	3	0	0	0	9	15	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	41	19.8
クレーン	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.5
移動式クレーン	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1.9
エレベータ、リフト	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.5
その他の動力クレーン等	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.5
トラック	3	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	17	8.2
不整地運搬車	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1.0
その他の動力運搬機	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1.0
乗用車、バス、バイク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	6	2.9
鉄道車両	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0.5
その他の乗物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0.5
物上げ装置、運搬機械　計	5	0	1	1	1	5	5	0	0	0	0	0	1	0	0	0	15	2	0	0	0	36	17.4
圧力容器	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.5
化学設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1.0
送配電線等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6	2.9
電力設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.5
その他の電気設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.5
人力運搬機	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.5
はしご等	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	2.9
玉掛用具	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1.0
その他の用具	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.5
その他の装置、設備	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.5
その他の装置等　計	6	0	0	3	2	0	0	0	0	0	2	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	22	10.6
足場	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	4.8
支保工	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.5
階段、桟橋	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.5
開口部	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1.9
屋根、はり、もや、けた、合掌	22	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	11.6
作業床、歩み板	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1.4
通路	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.5
建築物、構築物	6	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	4.8
その他の仮設物、建築物、構築物等	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1.9
仮設物、建築物、構築物等　計	47	1	0	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58	28.0
引火性の物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.5
可燃性のガス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	1.0
その他の危険物、有害物等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.5
金属材料	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1.0
木材、竹材	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.5
石、砂、砂利	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.5
その他の材料	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1.4
物質、材料　計	1	0	0	4	2	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	11	5.3
荷姿の物	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.5
機械装置	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.5
荷　計	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1.0
地山、岩石	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	4.8
立木等	1	0	0	2	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	4.3
水	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	2.9
高温・低温環境	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	3.9
その他の環境等	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3	1.4
環境等　計	2	1	0	2	11	5	0	0	0	5	8	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	36	17.4
起因物なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0.5
その他　計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0.5
合計	72	5	1	11	27	19	20	2	0	5	10	2	10	3	0	0	15	2	0	3	0	207	
割合（%）	34.8	2.4	0.5	5.3	13.0	9.2	9.7	1.0	0.0	2.4	4.8	1.0	4.8	1.4	0.0	0.0	7.2	1.0	0.0	1.4	0.0		

※この統計表は、厚生労働省が公表している事故の型別の分類にて作成しています。
※割合(%)の合計は、端数処理上100%にならない場合があります。

「建設の安全」 第三種郵便物承認／令和７年２月１日発行 号外／定価33円［無断転載禁止］
発行所 建設業労働災害防止協会 東京都港区芝5－35－2（郵便番号108－0014）電話03（3453）8201

建設業における月別死亡災害発生状況（令和４～６年）

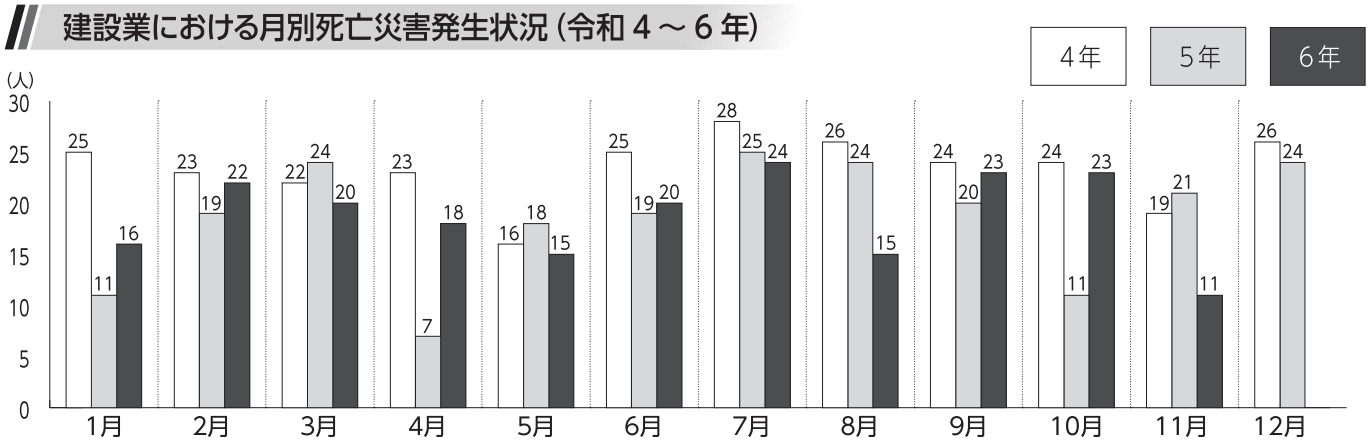

※令和４～５年は確定値、令和６年１～11月は速報値。

令和６年度　建設業年度末労働災害防止強調月間・STOP！転倒災害用品のご案内

ポスター

No.１　上坂樹里　コードNo.760401
No.２　空と桜　コードNo.760402
定　　価 各￥253
会員価格 各￥220
B2判（73×52cm）　印各50枚以上

No.２　空と桜

ワッペン

コードNo.780630
定　　価 ￥990
会員価格 ￥891
10枚１組ビニール製
（7.5×6cm）
印 50組以上

横　幕

コードNo.880620
定　　価 ￥1,837
会員価格 ￥1,650
ポリエステル製（70×220cm）紐付

のぼり

（年度末）

（富士山）

年度末
コードNo.880610
定　　価 ￥1,837
会員価格 ￥1,650
ポリエステル製（240×70cm）紐付
印 5枚以上

富士山
コードNo.880611
定　　価 ￥1,837
会員価格 ￥1,650
ポリエステル製（240×70cm）紐付
印 5枚以上

タオル

コードNo.880140
定　　価 ￥3,619
会員価格 ￥3,256
10本1組（220匁　34×85cm）
印 10組以上

STOP！　転倒災害ポスター・のぼり

上坂樹里
コードNo.760601
B2判（73×52cm）
定　　価 ￥253
会員価格 ￥220
印 50枚以上

コードNo.880810
定　　価 ￥1,837
会員価格 ￥1,650
ポリエステル製
（240×70cm）
紐付　印 5枚以上

年度末ミニのぼり　NEW

コードNo.880630
定　　価 ￥7,117
会員価格 ￥6,402
10枚１組ポリエステル製
（31×10cm）
※ポール台座は別売りです。
※社名印刷対象外

ミニのぼり用ポール台座　NEW

コードNo.883801
定　　価 ￥3,663
会員価格 ￥3,300
10台１組

＊表示価格：消費税込み

●お問い合わせ・お申し込み先
ホームページまたは教材開発センター等でご確認ください。
建災防　教材開発センター　TEL：03-3453-3391

●実施要領についてのお問い合わせは、建設業労働災害防止協会 業務部 広報課（TEL 03-3453-8202）までお願いします。

広報企画委員会　委員名簿

（敬称略・五十音順）

委員長　豊澤康男　（一社）仮設工業会　会長
委　員　青木　亨　前田建設工業（株）　安全環境部長
〃　石沢正弘　（一社）日本建設躯体工事業団体連合会　副会長
〃　伊藤光生　（株）竹中工務店　安全環境本部長
委　員　稲　直人　大成建設（株）安全本部　安全部長
〃　尾下真規　飛島建設（株）　安全環境部　部長
〃　片岡弘次　（株）大林組　安全本部　建築安全管理室・土木安全管理室　部長
〃　神田道宏　清水建設（株）　安全環境本部　安全部長

建設業における化学物質の危険性・有害性に起因する災害事例
（2021年発生分　労働者死傷病報告より）

作業分類	原因製品・工具など	化学物質名	特別則分類	作業概要	災害発生状況_原因
工事 （コンクリート）	セメントミルク	アルカリ性物質	リスクアセスメント対象物	杭から溢れたセメントミルクをバケツで運ぶ際に長靴に入った	抗の中からセメントミルクが溢れてきた時に、ヒシャクでバケツの中に溢れたミルクを入れながら作業をしていてバケツが一杯になってしまって自分が同僚にバカアナをほってほしいと頼んで、機械を運転している同僚がバカアナを2～3カ所穴をほっている時に機械を操作している同僚からバカアナの近くに持って来てと言われ、一杯に入ったバケツを持って運んでいる最中、バケツがゆれてセメントミルクが零れてしまい零れたミルクが体と両足にかかり長靴の中にも入ってしまい、そのまま作業していました。足がひりひりしはじめた為、○○さんに声をかけ、プラントの水洗機で足を洗い靴下を取りかえず、長靴をはいて作業してしまいました。
工事 （コンクリート）	セメントミルク	アルカリ性物質	リスクアセスメント対象物	柱状改良用にプラントを動かす際に、水の量が足りずモーターが停止した。スコップにより手作業で攪拌する際にセメントミルクに被液した	建設現場にて、柱状改良作業の際、プラント（セメントを練る機械）で、本来は先に水を入れ、600L溜まってからセメントを投入するところ、水が十分に入っていない時点で誤ってセメントを投入してしまい、プラントのモーターが停止してしまった。慌てて水を足しながら手動で○○（金属製、全長70cm程度）やスコップ（金属製、全長1m程度）や○筋棒（直径13mm、全長1.5m程度）を使用してセメントを撹拌した。通常は手袋やゴーグルをつけて作業するところ、いずれも使用せずに撹拌した。素手や腕にセメントが付着し、液状になったセメントミルクが作業着から浸透し、体に付着した。作業後に水で体を洗い流したが、すでに遅かった。翌日は症状がひどくないと判断し、通常出勤したが、その次の日に熱中症のような症状が出て受診するに至った。
工事 （コンクリート）	セメントミルク	アルカリ性物質	リスクアセスメント対象物	ひび割れ補修用にセメントミルクをハンドミキサーで錬っていて、飛沫が眼に入った	会社洗い場にて、洗い場の下のコンクリート部分ヒビ割れ補修の為、ハンドミキサーでセメントミルクを練っていた所、液体が跳ねて左目に入った。当日は大した事はないと思い誰にも告げず帰宅したが、夜になり痛くなり、翌日会社に連絡し、病院に行きました。保護具の着用を忘れていました。
工事 （コンクリート）	たまり水（アルカリ）	アルカリ性物質	リスクアセスメント対象物質	アンカー打設時の雨水など	作業所にて、地下4階で排水ポンプ設置情報確認及びアンカー打設作業指示と現地確認を行っていた。長靴を履いていたが、長靴の丈を超える水位（約400mm程度）の場所に入り込んだ為、長靴内に水（雨水や湧水、解体時の散水の溜水）が侵入し、長靴と足が擦れた部分の両脚ふくらはぎ上部全周が炎症を起こした。
工事 （コンクリート）	生コンクリート	アルカリ性物質	リスクアセスメント対象物質	あふれ出た生コンを土嚢に入れて片付ける作業中に、作業着にコンクリートの液が浸みた	被災者は、窓開口付近でコンクリートを充填する為に型枠を叩く作業を担当していたが、窓開口下からコンクリートが大量に溢れ出てしまった為、そのコンクリートを片付けることとなり、土嚢袋にコンクリートを詰めて運んだ際に、コンクリートの汁が被災者の衣服を通して肌に接触したことにより、両手と両足脚に強アルカリによるセメント火傷を起こした。
工事 （コンクリート）	生コンクリート	アルカリ性物質	リスクアセスメント対象物	インバート打設中に長靴が破けてそのまま作業した	トンネル坑内で半長靴（長靴より更に長い）を着用してインバートコンクリートを打設していた際、半長靴が破けてしまった。しかし、生コンをさばこうとそのまま作業を継続してしまった。作業終了後に着替えた際、足首に炎症を起こしていた。原因：アルカリ火傷に対する認識不足
工事 （コンクリート）	生コンクリート	アルカリ性物質	リスクアセスメント対象物質	コンクリート打設時にコンクリート入る枠内に立ち入って作業している際に長靴に生コンが入った（被災2名）	工事作業現場においてコンクリート打設作業中に、水叩きコンクリートの枠内に流し込んだ生コンクリートの中に膝くらいまで入り生コンホッパーの作業をしていた。その際に履いていた長靴内に生コンクリートが入り込み、そのまま作業を継続していたが、徐々に腫れ、痛みが生じた。
工事 （コンクリート）	生コンクリート	アルカリ性物質	リスクアセスメント対象物	コンクリート打設中、長靴に生コンクリートが入った	擁壁のコンクリート打設工事中、長靴の中にコンクリートが入った。昼休みに火傷の症状が出ていたがそのまま作業を継続したところ、夕方になって両足、足首、足の甲、ふくらはぎにかけて症状がひどくなった。
工事 （コンクリート）	生コンクリート	アルカリ性物質	リスクアセスメント対象物	コンクリート打設中に長靴に穴が開いたが、水分を捨てて、そのまま作業した	被災者は生コン打設でバイブレーターを担当していたとき、右足の長靴にメッシュ筋が引っ掛かり穴が開き、その穴から生コンの水分が長靴内に流入した。水は外に捨てたが、そのまま継続して作業を続けた結果、右足の甲、指、足裏にかけて化学熱傷を負った。
工事 （コンクリート）	生コンクリート	アルカリ性物質	リスクアセスメント対象物	直径90cmのマンホールでインバート施工訓練中、ズボンから染みた	資材置場にて下水道の模擬マンホールを使用し、インバートというセメントを使用する作業の指導・施工訓練を実施していた。（当該労働者は土木作業歴は47年あるが、インバート施工は数回の経験のみ）90cmの円形の狭い中での作業で、ヤッケは着用していたものの、膝等をついての作業だったため衣類の上からセメント成分が含まれた水分に長時間触れたために化学火傷を起こしてしまった。

工事（コンクリート）	生コンクリート	アルカリ性物質	リスクアセスメント対象物	舗装改修の境界ブロック補修中に、セメントミルクをバケツで運ぶ際に長靴に入った	アスファルト舗装補修工事現場の境界ブロックの補修作業中、セメントモルタルをバケツに入れて運搬する際に、誤ってセメントモルタルを自分の長靴の中にこぼしてしまい、セメントのアルカリ成分より皮膚炎を起こした。当初は少し肌が荒れていたくらいだったのが、日増しにひどくなり、発生日より1週間後に受診した。
工事（コンクリート）	生コンクリート付着型枠の洗浄時	アルカリ性物質	リスクアセスメント対象物	コンクリート打設後型枠を洗浄水でスニーカーが濡れた	ベース・立ち上がりコンクリート打設をしていた基礎内外部で打設後の型枠・定規を清掃しようとした時、アルカリ性となった水にスニーカーをはいた足をいれたときに足と接触し、化学熱傷を起こした。
工事 （コンクリート） 清掃（日常メンテ）	生コンクリート	アルカリ性物質	リスクアセスメント対象物	配管材に付着したコンクリートに接触した	営業所の場内において、配管材の片付けをしている際、配管材に付着していた生コンクリートが両手指、手首に触れてしまい、肌に生コンクリートが付着している状態で作業を続けたため熱傷を負った。
工事 （コンクリート） 清掃（日常メンテ）	生コンクリート付着物洗浄時	アルカリ性物質	リスクアセスメント対象物	コンクリートの配管を水圧で洗浄する際、洗い水が眼に入った	ポンプ車の配管に詰まった生コンを洗い出そうとして、配管の中を散水ノズルで洗浄していたところ、跳ね返った洗い水が目に入った。【原因】・作業員が強アルカリ水が跳ね返ってくることを想定していなかった。・配管中に詰まったコンクリート塊を水圧で飛ばそうとした。
工事（回収・清掃）	アルカリ汚泥	アルカリ性汚泥	非対象	地下ピット高圧洗浄で、アルカリ性の汚泥が眼に入った	地下ピット内作業中（作業：バキュームですい込んだり、高圧洗浄機でふきつけたり。）に、保護メガネを外し汚泥が両目に入る（アルカリ性の薬品が含まれた汚泥）移動しようと動きだし両目を鉄骨にぶつける。作業：半日（出張作業）右目はほぼ完治。左目は視力が落ちる可能性あり。
工事（改修・解体・撤去）	エンジンカッター	一酸化炭素	一酸化炭素	店舗改修の床コンクリート切断中 電気配線作業者が被災	店舗改修工事において、別業者による床コンクリートをエンジンカッターの切り込み作業中、電気設備工事の既存配線の行方確認作業実施中に気分が悪くなってしまった（切込作業による粉塵対策として、簡易防塵マスクを着用し、確認作業を実施していた。
工事（改修・解体・撤去）	エンジンカッター	一酸化炭素	一酸化炭素	防火水槽撤去（被災2名）	防火水槽撤去工事において、防火水槽内で躯体切断の作業中、エンジンカッターの排気による防火水槽内の空気循環が上手くいかず、作業員2名が急性一酸化炭素中毒を発症した。
工事（改修・解体・撤去）	エンジンカッター	一酸化炭素	一酸化炭素	トイレ工事 コンクリート切断	トイレ水洗化工事現場において、エンジンカッターでコンクリート切断中、排気ガス（マスク着用）を吸い過ぎてしまい、酸素欠乏症になり病院へ救急搬送された。
工事（改修・解体・撤去）	エンジン式高圧洗浄機	一酸化炭素	一酸化炭素	解体工事現場 洗浄機の動作確認	解体工事現場の地下1階に水槽があったので、ここに解体作業から発生する粉塵飛散防止のためのエンジン式高圧洗浄機を3台据付け、また送風機3台を設置して、ドライエリア（吹抜け）より換気を行った。作業開始時、休憩後、停止時にその都度洗浄機の起動を行った。この時も洗浄機の1台が止まったので、作業員Aが点検にゆき、早急に散水が必要なことから、引続き被災者が確認にいき2人とも被災した。作業員Aは送風機付近まで、被災者は車路の出入口まで避難した後に倒れた。いずれもエンジンの起動・点検中にエンジンより発生した不燃焼ガスが原因と思われる。
工事（改修・解体・撤去）	コンクリートカッター	一酸化炭素	一酸化炭素	土間の目地切断	営業所増築工事の作業に従事していた。冷凍倉庫内の土間の目地切断をエンジン式コンクリートカッターを使い一人で作業していた。午前8時過ぎに現場責任者と作業内容につき現場打ち合わせをし、作業準備をし午前9時半過ぎから作業を開始、10時半頃には現場責任者の作業確認もあり、作業継続。午後1時半頃、現場責任者がカッターのそばに倒れている被災者を見つけ至急救急搬送した。（略図に「入口扉は開放」と記載あり。）
工事（改修・解体・撤去）	ハンドブレーカー	一酸化炭素	一酸化炭素	コンクリート斫り	事業所台所にて、床コンクリートの斫り作業時に油圧ハンドブレーカーを狭い室内にて利用し、その機械の排気ガスにより、一酸化炭素中毒が起き卒倒しました。
工事（改修・解体・撤去）	発電機	一酸化炭素	一酸化炭素	ダムの管理用通路のコンクリート壁を壊す作業 作業場所の一番奥（被災4名）	ダム本体内の管理用通路のコンクリート壁を壊す作業をし、その作業場付近に発電機を作動させていた。負傷者2名はダム内部の一番下奥にいた。密閉された空間だったため、酸欠状態になり倒れた。負傷者外2名は酸欠状態になりながらも、外へ避難。後から救助に来た1名がダム内部に入り救助を試みたが、体調不良になり、外へ避難した。
工事（改修・解体・撤去）	発電機	一酸化炭素	一酸化炭素	発電所水路トンネルの土間斫り	発電所水路トンネル内で内部の土間斫りの作業をしていた付近にエンジン発電機3台と送風機（ジャバラ付）2台を設置して作業をしていた。1名の作業員①が気分の悪さと頭痛を感じたため、他の作業員②に声をかけ作業を中断し、トンネルの外へ出ようとし、出口付近の作業員③にも声をかけ、自力で動けなくなった作業員②を作業員①と作業員③のふたりがかりでトンネル外へ連れ出した。

工事（改修・解体・撤去）	硫酸	硫酸	特定化学物質	基礎斫り及びガラ回収作業時に、配管フランジの養生が外れた	コンクリート基礎斫り及び斫りガラ回収作業中、作業箇所近傍のビニール養生を実施した開放フランジのビニール養生が何らかの原因で破けており、穴の開いたビニール養生より硫酸が流出し右手前腕に被液し、化学熱傷を負った。
工事（機器設置）	水酸化ナトリウム	水酸化ナトリウム	リスクアセスメント対象物	ピット内での穴開け作業中、既に外してあった配管からの液漏れ	ピット内で壁に穴明け作業中、事前に客先にて切断してあった配管より残液（苛性ソーダ）が左手ひじ、手首にたれ火傷した。当時、床等に残液のあともなく、客先からも残液の出る情報もなかった。
工事（掘削）	ガス（成分不明）	ガス（成分不明）	不明	ガスボンベを破損して中毒（被災2名）	工場敷地内、新築工事の消火水槽法面掘削工事で存在が分からなかったガスボンベに接触し、有毒ガスが発生し被災した。
工事（定修・修繕）	ガス（成分不明）	ガス（成分不明）	不明	ガス管カット時の噴出ガス	敷地境界側溝で、ガス管カット作業中ガスが噴出し、酸欠状態に至った。（原因）ガス管に設置したストッパーが緩み、同時にシール栓が外れて、ガスが噴出、酸欠状態。
工事（定修・修繕）	酸性液体	酸性物質	不明	塩ビダクト切断中に内部の堆積物が眼に入った	仮設足場および客先機械メンテ用ステージ上にて、撤去対象の塩ビダクトをレシプロソーにて切断作業中、ダクト内堆積物が足場上に落下し、足場材に当たり跳ね返ってきた堆積物が保護メガネ下部より目に入った。（酸性液体）【原因】・塩ビダクト内部の堆積物を確認できていなかった。・目に入るかもしれないという危機意識が低く、保護メガネでは隙間ができていた。
修理・メンテナンス	シアン化水素	シアン化水素	特定化学物質	熱交換器の高圧洗浄中重合物を取り除く際	①工場プラントにおいて②熱交換器の高圧JET洗浄作業をしているとき③式熱交換器の管板面で④重合物を取り除いていて⑤洩れたシアン化水素を吸い込んで中毒症状を起こし意識を失った（作業時はシートによる4面養生）
修理・メンテナンス	煙灰（酸性）	煙灰（酸性）	非対象	電気集塵機の洗浄作業時に酸性の煙灰（酸性）が眼に入った	工場煙灰回収（酸性）に使用した電気集塵機を自社の資材置場に持ち帰り、水洗する為、集塵機の上下カバーを開放した時、溜まっていた煙灰（酸性）が保護面体の隙間から眼に入り罹災した。
修理・メンテナンス	水酸化ナトリウム1.7%溶液	水酸化ナトリウム	リスクアセスメント対象物	アルカリタンクの液面計を内容がある状態で外したため、液体が飛散した（被災2名）	アルカリタンクの液面発振器クランプ部より、液漏れが確認されたため、一旦機械を外してクランプ部を取り付け直す作業を行った際に、アルカリ洗剤がタンク内に残った状態で機器を外してしまった為、アルカリ洗剤（NaOH濃度1.7%、温度24℃、残液量1700L）が飛散し、作業者2名にかかった。
修理・メンテナンス	窒素	窒素	非対象	パッキン交換時のエアラインマスクに窒素が入って窒息	パッキン取替作業時着装したエアーラインマスクの気体にN2が混入し、被災したと思われる。
修理・メンテナンス	不明	硫化水素？	リスクアセスメント対象物	吹き付け機タンクの目詰まり除去でタンクに入って意識を失った	吹付機タンクのメンテナンス中、目詰り除去のため、タンク内に入り作業をした所、意識を失った。タンク内のメンテナンスをせず、9日間放置したとこにより、タンク内に硫化水素が発生したと思われる。
修理・メンテナンス	硫化水素	硫化水素？	リスクアセスメント対象物	温泉水の入れ替えで嘔吐	温泉用水中ポンプ入替作業を行っていた。作業終了。帰社時気分が悪くなり嘔吐する。退勤後自宅でも嘔吐する。作業場所は野外でした。体調にもよりますが、泉質が硫黄泉の為、硫化水素が原因かと思われる。
修理・メンテナンス	硫酸	硫酸	特定化学物質	配管からの漏洩対策作業中に被液した	98%硫酸タンク付属の配管から硫酸漏れの応急処置として配管の漏洩部へ木栓を打ち込み、流出量を抑制する作業に従事、共同作業者Aと2名で作業を開始し、罹災者が本栓をピンホールへ当てがったが径が合わなかった為、共同作業者Aに木栓を追加するよう指示、共同作業者Aが木栓を加工している間、左手の親指で漏洩箇所を押さえていたが、左手に違和感を感じた為、ゴム手袋を外し受傷を確認した。（手袋内への硫酸侵入原因は不明）首筋への受傷は飛散した硫酸が養生シートに付着し、滴下した事が原因と思われる。また、臀部の受傷はしゃがみ姿勢で作業していた為、長靴踵部に付着した硫酸が浸透した事が原因と思われる。
清掃（外壁）	洗剤（酸性）	洗剤（酸性）	不明	外壁を洗剤で洗っている際に被液	個人宅塗装工事現場で外壁のタイル洗浄を薬剤（強酸性洗剤）で行っていた際、右手の手袋に穴が空いていたのに気付かず作業していたため、段々右手甲、手首が熱傷で痛み出し病院にかかりました。
清掃（洗剤・洗浄剤）	洗剤（フッ化水素酸55%濃度）	フッ化水素酸	特定化学物質	払拭作業で洗剤の取り違え	現場にて洗浄作業の際、洗浄洗剤とフッ化水素酸入りの容器を誤って布に湿らせ、洗浄作業を行い損傷を負ったもの。被災当時、手袋は着用していなかった。フッ化水素酸55%濃度を使用していた。（洗剤の取り違え）
清掃（洗剤・洗浄剤）	アルカリ洗剤	水酸化ナトリウム 水酸化カリウム	リスクアセスメント対象物	排水パイプの詰まり解消用薬剤投入ご、真空吸引中に、顔・頭に被液	個人宅の厨房の排水の詰まりを修理中、排水溝に薬剤ピーピースルーを入れ、真空ポンプを使用した際、薬剤が吹き上げ、顔・頭部にかかり被災した。（原因）・作業時は手袋、マスクはしていたが、保護メガネ、帽子を使用しなかった。

清掃（日常メンテ）	亜硫酸	亜硫酸	非対象	頭上のドレインに頭部を強打して、ドレインを破損して、被液した	工場内で作業終了時に片付けをしている時に頭上のドレン抜き管に気づかずヘルメットを強打し、バルブごと折損し配管内の酸性ドレン（亜硫酸）が頭と上半身から全身に被液薬傷した。周囲の確認を怠っていたために被災した。
清掃（日常メンテ）	焼却灰	粉じん	不明		焼却灰を貯めるタンク内で、内部の灰を清掃している時に、灰が斜めに堆積した状態でタンク下部で作業していたところ、上から灰が崩れてきて体が埋まった。その衝撃で保護具が外れ、目と口に入った。また壁面に体を打ち付けたと思われる。（原因）・作業手順を理解していなかった。・作業方法を指導できていなかった。
塗装	塗料	酢酸エチル、酢酸ブチル、ウレタン樹脂、トルエン、メチルエチルケトン、MDI　等が存在	有機溶剤	外壁改修時に熱中症？でふらついた際に塗料が顔にかかった	アパートの外壁補修工事の際、外の暑さにより体調に異変を感じたと同時に、足元をフラつかせ片手に持っていたオートンプライマーという小瓶に入っていた液体が顔にかかってしまい、両目を負傷したもの。
塗装	シンナー	有機溶剤	有機溶剤	移し替え ビーカーが液中に落ちて飛沫が眼に入った	調合室において、ビーカーにシンナーを移そうとしてビーカーをシンナー容器に落とし、シンナーが飛散し、その一部が左目に入った。
塗装	シンナー	有機溶剤	有機溶剤	シンナーで濡れたウエスをポケットに入れて皮膚障害	住宅塗替え工事で窓に付いたペンキをシンナーで拭き取りをしてシンナーの付いたウエスをズボンの左前ポケットに入れて他の作業を続けた。自宅に帰ってズボンを脱いだら皮膚がただれていた。
塗装	塗料（不明）	有機溶剤	有機溶剤	ネジ止め作業時に、となりで行っていた塗装の塗料が眼に入った	作業場にて、仮設ハウス整備作業中、かがんでネジ止め作業を行っていたところ、別の作業員が行っていた塗装作業の跳ねた塗装液が目に入った。翌日からも仕事はしたが、違和感があり、発生日より9日後に病院を受診した。
塗装（スプレー）	塗料（成分不明）	不明	有機溶剤	スプレーガンのメンテナンス中に塗料がはねて眼に入った	ビル倉庫内でスプレーガンの調整中、塗料が誤って目に入り両目眼球の膜がめくれた。当日、病院受診。
剥離	剥離剤	ベンジルアルコール	リスクアセスメント対象物	橋梁の塗膜剥離で剥離剤塗布作業	跨道橋吊り足場内にて、送気マスク、防護服を着用し、送気と吸気による換気を実施。足場内には、温度計、ガス計測装置を設置した中で、塗膜剥離剤の塗布作業中、急性ベンジルアルコール中毒により意識不明となった。
剥離	剥離剤	ベンジルアルコール	リスクアセスメント対象物	歩道橋の塗膜剥離作業後、帰宅途中に意識喪失	歩道橋で剥離剤を使用した作業の帰り道で意識を失い、路上で警察官により発見され、病院にて現場で使用した剥離剤の成分による中毒症状との診断を受けた。
剥離	剥離剤 熱中症	不明←傷病名は熱中症だが傷病性質は化学物質にさらされる業務による疾病	リスクアセスメント対象物	剥離剤塗布作業	吊足場内検査路おいて検査路に塗膜剥離剤を塗布する作業に従事していた。休憩前になったので世話役が時間を伝えようと声を掛けたところ被災者の状態がおかしく、検査路上に倒れこんでしまった。
溶接・溶断	発電機	一酸化炭素	一酸化炭素	物置内で溶接	会社敷地内にある物置内において、休日であったにもかかわらず、前々から職員に頼まれていた金物を作る為、発電機を動かし溶接作業をしていた際、ドアを閉めていたことにより一酸化炭素が室内に充満し、一酸化炭素中毒により死亡したと思われる。（発見後、救急車で病院に搬送したが、間に合わなかった。）
溶接・溶断	溶接	一酸化炭素？酸欠	不明	タンク内溶接	工場内で口径1.7mで深さが2mのステンレスタンク（ガスプラントのタンク）の溶接作業をし、手直しの部分が出たので、本人がバックシールをしながら、もう1人が外で溶接をしている時に、本人が異変を知らせたので中を見ると本人が倒れていました。

建設業における化学物質の有害性に起因する災害事例
（2022年発生分　労働者死傷病報告より）

業種_中分類	職種	原因化学物質	特別規制、リスクアセスメント対象物質分類	傷病名	災害発生状況_原因
その他の建設業	仕上げ工	一酸化炭素	・特化物第３類 ・リスクアセスメント対象物質	一酸化炭素中毒	被災当日、8時30分より、環境設定確認後、9時15分より工場屋上（屋外）にて局排ファン軸受整備の為、解体作業を開始。午前中に吸引、配管、羽根、軸受部等の解体を実施し、昼休憩をとった。13時30分から現場危険予知を実施し、体調に問題がないことを確認。13時35分よりファンケーシンク内部の付着物清掃を行っていた作業者と交替し、気を失った同作業員を助けようとして、同様に気持ちが悪くなった。救急車で運ばれた病院にて、一酸化炭素中毒と診断をうけ、入院した。４名被災
その他の建設業	築炉工	一酸化炭素	・特化物第３類 ・リスクアセスメント対象物質	一酸化炭素中毒	コークス炉変更弁室内の上部フロアーで煉瓦積みをしている時にガス臭を感じたと同時にCO検知器が吹鳴した為、タラップから降りて屋外へ退避した際に気分が悪くなった。（原因）コークス炉のガスが漏れた為
建築工事業	解体工	一酸化炭素	・特化物第３類 ・リスクアセスメント対象物質	一酸化炭素中毒	解体工事現場に於いて、内装解体作業中、風呂場で電動はつり機により壁を解体していた時、窓を開け、発電機から2m程離れて、8時00分から作業を続け、壁下部のはつりをするため、しゃがんで作業を続けていたところ、午前11時30分頃、気分が悪くなり、手足の感覚に異常を感じたため、救急車で搬送された。
その他の建設業	更生管工	エポキシ樹脂	・リスクアセスメント対象物質 ・皮膚等障害化学物質	接触皮膚炎	下水道マンホール補修工事において、エポキシ樹脂剤を練り、別の作業員に渡していたが、作業中は問題なく作業していたが、後日手が赤く腫れ上がった。
建築工事業	防水工	エポキシ樹脂	・リスクアセスメント対象物質 ・皮膚等障害化学物質	薬傷	会社の置場にて、改修工事現場で使用する材料を準備中に、右足の甲に棚の容器からこぼれたエポキシ樹脂が付着していることに気付かず、痛みが出て確認したところ、薬傷であった。
その他の建設業	土工	水酸化カルシウム	・リスクアセスメント対象物質 ・皮膚等障害化学物質	両下肢損傷	被災者は（高さＨ=400）打設作業に従事していた。コンクリートポンプ車で圧送されたコンクリートをならすバイブレーターの線持ち作業を行っている最中に、テープで長靴とズボンを養生していたが、打設最中に剥がれ、長靴の中にコンクリートが流入したが、そのまま作業を継続した。打設完了後、長靴をカッターナイフで切って脱いで放置し、当日の22時に水をかける程度で洗った。その時コンクリートは落ちなかった。翌日は仕事がなく休日であった。翌々日になって足の痛みが耐えられず、救急車を呼んで病院に搬送された。長靴にコンクリートが流入して放置したことが原因と思われる。診断結果は確認中。
土木工事業	土木作業員	水酸化カルシウム	・リスクアセスメント対象物質 ・皮膚等障害化学物質	薬傷	自由勾配側溝の中で、ヤッケを着たまま両膝をついて、底板コンクリートをならしていたら、乾いていないコンクリートで両下肢をやけどした。
建築工事業	塗装工	有機溶剤	・リスクアセスメント対象物質	薬傷	①自宅②作業終了後にシンナーを含んだウエスをズボンのポケットに入れた③シンナーを含んだウエス④シンナー使用後のウエスを適切に処理しなかった⑤塗装汚れをシンナーで除去作業終了後にシンナーを含んだウエスをズボンのポケットに入れて帰社した。同日夜に左足太股に痛みを感じた。翌日は日曜日のため、自前の軟膏を塗った。出社時に痛みを訴えて発覚。
建築工事業	現場管理	有機溶剤	・リスクアセスメント対象物質	シンナー中毒	塗装作業中にマスクを外したタイミングで目まいが起り立てなくなった。吐きけと目まいから、シンナー中毒だと病院に運んだ。
建築工事業	作業員	次亜塩素酸ナトリウム	・皮膚等障害化学物質	薬傷	工場内で以前使用していた工具類の片付け作業をしている再、背中に痛みを感じ、状況を確認した所、ヤケドしていた。その日、洗浄剤で洗浄作業をしており、その薬液が背中に飛散したと考えられる。
上下水道工事業	配管工	水酸化ナトリウム	・リスクアセスメント対象物質 ・皮膚等障害化学物質	薬傷	住居浴室の配管つまり工事作業中、浴室で洗浄剤を使用しようとした所、誤って洗浄剤（薬品）を右足、両手指先にかけてヤケドをおった。
建築工事業	竣工美装工事	フッ化水素酸	・特化物特定第2類 ・リスクアセスメント対象物質	薬傷	外部足場上でフッ化水素酸希釈液をタイルに散布中、ゴム手袋が途中で破れてしまい、希釈液が爪の間から浸潤し爪が剥がれ、激痛と指先が黒く変色した。
建築工事業	電気通信工事	有機溶剤	・リスクアセスメント対象物質	記載なし	仕事終了後に月曜日の仕事の準備をしていた時、ペイントマーカーを振った際、マーカーから液体が飛び出し目に入った。
土木工事業	土木作業員	水酸化カルシウム	・リスクアセスメント対象物質 ・皮膚等障害化学物質	眼炎症	道路に穴を掘った場所で、モルタルが充填されて数分経過した状態の古い水道管へつながっているパイプの端部についているバルブ周りの掃除をしている時に、バルブを勝手に回して開いてしまい、水道管内に充填されていたモルタルが被災者の両目にかかった。

建築工事業	解体工	水酸化ナトリウム	・リスクアセスメント対象物質 ・皮膚等障害化学物質	薬傷、角膜化学熱傷	工場内のタンク撤去中、タンク廻りの配管が撤去の邪魔になると判断された。タンク廻りの配管は使用されていないと認識していたので、配管を外そうとボトルを緩めた際、配管内に流れる苛性ソーダが吹き出し全身に浴びてしまった。
建築工事業	築炉工	水酸化ナトリウム	・リスクアセスメント対象物質 ・皮膚等障害化学物質	右太腿潰瘍、左太腿紅斑	炉内下耐火材の塗り込み作業時に霧吹きで急結剤を使用していたところ、急結剤が着用していたヤッケに浸透して肌に触れ負傷した。
その他の建設業	記載なし	次亜塩素酸ナトリウム	・皮膚等障害化学物質	全身薬傷	補修工事中（フロア剥ぎ取り）段取り替えでアセチレンボンベを移動していた際、ブレスに接触したと思われる。はずみで後ろ向きに転倒してしまい、樹脂製タンクのズル部に接触し、タンクとノズルの付根にき裂が入り、タンク内の薬液（次亜塩素酸ナトリウム）を被液した。
その他の建設業	左官工	水酸化カルシウム	・リスクアセスメント対象物質 ・皮膚等障害化学物質	角膜損傷	顧客宅の住宅の天井に漆喰を塗る作業をしていた。コテ板の上からコテで掬った漆喰がこぼれ、左目に入り痛んだため、病院を受診した。
土木工事業	普通作業員	ベンジルアルコール	・リスクアセスメント対象物質 ・皮膚等障害化学物質	ベンジルアルコール中毒	工事現場で8：30より足場上の隔離区間にて、前日施工を行っていた塗膜剥離剤のかき落とし作業を行っていた。15：30の休憩時から体調不良が見受けられたため、引き続き休憩を取ったが16：30頃、他の労働者が声を掛けたところ会話ができない状態であったため、病院へ搬送した。原因不明で別の病院へ救急搬送されECUで治療をうけ15日後に退院した。後日、医師の診断結果により使用剥離剤主成分のベンジルアルコール中毒が原因と特定された。
建築工事業	石綿工 （セネガル）	ベンジルアルコール	・リスクアセスメント対象物質 ・皮膚等障害化学物質	有機溶剤による意識障害	現場の外部足場作業中、外壁の塗剤を剥がすための剥離剤を塗る作業をしていたところ換気の悪い場所で溶剤が揮発したものを吸いすぎてしまった。
建築工事業	石綿工	ジクロロメタン、メタノール	・特化物特別有機溶剤等 ・皮膚等障害化学物質	有機溶剤による意識障害	地下室への階段部分で、アスベスト除去作業中に、封じ込め状況で剥離剤（ハクリパワーTG300）を使用し、作業を行っていました。防護服（エージーガード）を着用し、二重手袋を付けて、半面マスク（7121R-03)を付け、行っておりましたが、有害物質が下へ溜まって行った状況下で次第に体調が悪化していき、意識を失い階段より転落してしまいました。見つけてくれた作業員により119番通報をしてもらい、救急車が来て搬送されました。ジクロロメタン80～90%、メタノール10～20%防じんマスク使用、２名被災
その他の建設業	築炉技術職	酸化カルシウム （生石灰）	・リスクアセスメント対象物質 ・皮膚等障害化学物質	薬傷	石灰工場ロータリーキルン内で煉瓦の取り込み、受け渡し作業を行っていた。しゃがみこむ、中腰となる姿勢を繰り返す中で、作業服がめくれあがり、地肌の露出があった。その状態で、作業中の炉壁や設備への接触があり、汗と生石灰が反応して化学外傷（火傷）を引き起こした。生石灰取り扱いにおける新人教育や服装確認が不足していました。

建設業における化学物質の危険性に起因する災害事例
（2022年発生分　労働者死傷病報告より）

業種名_中分類	職種	原因化学物質	傷病名	災害発生状況_原因
土木工事業	補修工	シンナー＋火花	II度熱傷	高所作業車上で、電動工具を使用して、ケレン作業中、シンナー入りバケツに延長コードが絡まりバケツが倒れた、慌ててコードをたぐり寄せた時にコードが接続部から抜け、ショートし火花がこぼれたシンナーに引火して燃え広がり、その炎で火傷を負った。
建築工事業	解体工	ガソリン＋ガス切断のアーク	全身火傷	家屋解体工事現場において、家屋のガス切断補助作業中、ガス切断によるアークが近くにあったガソリン携行缶に引火してしまい、消火するため引火したガソリン携行缶を移動させるため手で持ったところ、自身に引火しえしまい、全身火傷となる。
その他の建設業	仕上工	メタノール	両上肢第3度熱傷、左足背部第2度熱傷、顔面第2度熱傷	メタノール蒸発器で、蒸発器の下部の配管のフランジを開放しようとボルトを緩めた所、管内から液体が吹き出した為、一旦退避した。流出を止めようと戻り、ボルトを締めようとした際、発火し被災した。
土木工事業	配管工	漏れたガス＋ガスバーナー	熱傷潰瘍	下水取付替工事を施工した後、市道の一部分が埋没したため、道路補修工事を行おうと被災者がガスバーナーに着火したところ、周辺にガスが漏れていて引火し、慌ててガスボンベの栓を閉めようとして、右手・左手・顔の頬部分に火傷を負いました。（被災当時強風だったため、ガスの臭いに全く気付かず、ガスボンベとガスバーナーの取付の不具合に気が付かなかった。）
土木工事業	ライン工	LPガス＋火種	熱傷	路面標示作業用ニーダー車の熔解釜に着火しようと都市ＬＰガス元栓を開いたが普段は締まっているはずの手元バルブが開いたままになっていたためバーナー付近にガスが充填された状態に気付かないまま火種を投入したところ不意に着火し両手甲及び顔面周辺に熱傷を負った。
土木工事業	トンネル作業員	ガソリン	広範囲熱傷	現場ヤード内で排水用の仮釜場に使用するため、ドラム缶をガスで切断しようとした際、ドラム缶内部に付着していたガソリンに引火し、火が上がり、左脇腹、左腕、顔の一部を火傷した。使用したドラム缶はガソリンスタンドより譲り受けた。ドラム缶内に作業油が入っていたため、ガソリンスタンド側がガソリンを用いて洗浄を行っていた。
その他の建設業	配管工	冷媒ガス	火傷	作業先の店舗にて、冷凍設備のチルドケース内の電磁弁交換作業中配管を切断する際に、冷媒ガスが噴出し、両手にやけどを負った。2系統の配管があり、冷媒回収機器を間違え切断してしまったためにガスが噴出したもの。
土木工事業	重機オペレーター	高温の液体	火傷	重機の水温計が上がった為、確認をしようとラジエーターキャップをあけてしまった。高温の液体がとびだし右手から右ひじにかけてヤケド。すぐに救急外来で応急処置をしてもらい、翌日、皮フ科を受診するよう言われ受診した。
その他の建設業	製缶工	トルエンガス＋ガス切断機	骨折	大型塗装ブースの更新の為の出張業務中、既設塗装ブースを解体するにあたり、同僚のガス切断作業の監視人としてピット上にて作業中、ガスの火がピット内のトリエンガスに引火し爆発した。その際、ピットの蓋（鉄製）が跳ね上がり、その蓋が本人の右脚大腿部に当たり骨折したものです。（休業日数はリハビリを含めて2ヶ月程度と見込んでます）
その他の建設業	土工	不明	不詳	水道施設の梯子の取り換え工事の作業中に2名が深さ20mのマンホール内でクレーンを使って梯子を下ろす際、一人は10m付近、もう一人は20m付近で作業をしている最中に突然爆発した。1人は即死、残りの1人がマンホール内で取り残された。その後、救出されたが病院で死亡が確認された。
その他の建設業	鍛冶工	粉塵＋工事で発生した火種	熱傷	計量器BOX撤去工事を行う際、周囲の灰除去を行っていた。清掃した灰をシュートで落とした際、粉じんがシュート（ダクト）内で舞い上がり、そこへ工事で発生した火種が入り爆発に至り負傷した。4名被災